

(趣旨)

1. 静岡福祉大学（以下「本学」という。）において運用する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本学において作成された研究・教育活動の成果物（以下「学術成果物」という。）を収集・保存し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、インターネットを通じ学内外へ無償で公開することを通して社会に還元し、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に貢献することを目的とする。この目的を達成するため、この指針によりリポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象となる学術成果物の範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する範囲は、次の各号に掲げる学術成果物とする。
 - ① 学内で作成した紀要・研究記録等
 - ② その他附属図書館長がリポジトリに登録することが適当と認めたもの

(登録者)

3. リポジトリに学術成果物を登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - ① 当該学術成果物の作成に関与した本学構成員*1
 - ② その他、附属図書館長が特に認めた者(注)*1 教職員、非常勤講師、名誉教授、退職教職員、学生(研究生等を含む)、卒業生

(学術成果物の登録)

4. 学術成果物の登録を希望する者は、著作権、その他登録及び公開に係る支障がないことを確認し、次の各号に掲げる条件を承諾した上で、附属図書館長が定める登録申請書及び学術成果物を附属図書館長に提出するものとする。ただし、本学の紀要等の規程等でインターネットによる公開(複製及び公衆送信権)が定められている場合は、この限りではない。
 - ① 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること
 - (ア) 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - (イ) 情報セキュリティに関する事項
 - (ウ) 守秘義務に関する事項
 - ② その他公開することについて問題が生じないものであること
 - ③ ネットワークを通じて配信できるものであること
 - ④ 無償であること

(リポジトリにおける取り扱い)

5. 本学は、リポジトリに登録されている学術成果物を以下のように取り扱う。
 - ① 学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
 - ② ネットワークを通じて①の複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する
 - ③ 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製・媒体変換を行う
 - ④ 学内外の各種システム等との連携のために、学術成果物の複製物及びメタデータを提供する

(登録・公開)

6. リポジトリに登録する学術成果物については、著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを確認したうえで登録・公開する。

(著作権の帰属)

7. 登録された学術成果物の著作権は著作権者に帰属する。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属するものとする。

(著作権に関する利用許諾)

8. 登録者は、登録する学術成果物について必要な利用許諾手続を行うものとし、附属図書館は、登録者の依頼により利用許諾に関する調査又は支援を行うものとする。

登録者は、登録する学術成果物の著作権が複数の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得るものとする。

(非公開・削除) ※緊急事態が発生した場合の対処記載について

9. リポジトリに既に登録された学術成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、関係委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長の決定により、登録された学術成果物及びメタデータを図書館長が非公開又は削除とする。なお、本項に言う「非公開」は学術成果物のみを取り下げてメタデータは残すこと、「削除」は学術成果物及びメタデータをリポジトリから取り下げることを指す。

- ① 非公開・削除申請を希望する者（以下「申請者」という。）より理由を付して附属図書館長に非公開の申請があり、正当な理由があると認められる場合
- ② 申請者より理由を付して附属図書館長に削除の申請があり、真にやむを得ない理由があると認められる場合
- ③ 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する場合
- ④ 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合
- ⑤ 附属図書館長が登録によって支障が生じると認め、削除することが適当であると判断した場合

(改版の登録及び旧版の削除)

10. 附属図書館は、既に登録された学術成果物の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前項②の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(利用条件の周知)

11. 附属図書館は、学術成果物の公開に際し、ウェブサイトを通じて前項に定める利用条件を周知する。

(免責事項)

12. リポジトリでの学術成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(委員会)

13. リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、委員会で審議する。

(リポジトリの管理運営)

14. リポジトリの管理運営は附属図書館において行うものとし、次に掲げる事項を行う。

- ① 著者である研究者の、出版者における著作権等の方針に関する調査を支援すること、又は当該調査結果を提供すること
- ② リポジトリへの学術成果物の登録・蓄積・保存
- ③ その他リポジトリの管理運営に関し必要な事項

(その他)

15. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。